

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する  
条例の一部を改正する条例

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のよう  
に改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引  
かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<del>100分の202.5</del>、12月に支給する場合においては<del>100分の217.5</del>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条の2</p> <p>第5条の3</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<del>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条</del>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<del>100分の197.5</del>、12月に支給する場合においては<del>100分の212.5</del>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条の2</p> <p>第5条の3</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<del>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</del>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

**第2条** 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引  
かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条の2</p> <p>第5条の3</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第5条の2</p> <p>第5条の3</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。</p>

## 附 則

### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中春日部市特別職の給与に関する条例第5条の3第2項の改正規定及び第2条中春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例第5条の3第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の春日部市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第5条第2項の規定は、平成27年6月1日から適用する。

### (期末手当の内払)

- 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日部市特別職の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。